

きめ細かな旭川市社会福祉事業振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価上昇の影響がある中でも円滑に事業を継続できるよう、社会福祉事業及びそれに準ずる事業を行う者に補助するに際して、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める社会福祉事業
- (2) 前号に規定する事業に準ずるもので、市長が特に認めた福祉事業

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金により補助を受ける事業は、補助金交付の対象外とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業に要する経費とする。

- (1) 補助対象事業を行う施設及び設備の設置、改修並びに修繕に要する経費
- (2) 補助対象事業の実施において必要となる備品の購入、修繕に要する経費

(補助金の額の算定方法)

第4条 補助金の額は、次により算出するものとする。

(1) 補助基準額

- ア 前条第1号に掲げる経費については、1件10万円以上100万円以下
- イ 前条第2号に掲げる経費については、1件5万円以上50万円以下

(2) 補助率

補助基準額の4分の3以内として予算の範囲内で定めるものとする。

(補助の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請に当たっては一の申請者につき第3条各号に掲げるもののうちいずれか1件とする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助金交付申請額算出調書（様式第3号）
- (3) 事業予算書（様式第4号）
- (4) 社会福祉施設等の前年度決算書及び当該年度予算書
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(選定委員会)

第6条 市長は、前条に規定する申請について、きめ細かな旭川市社会福祉事業振興補助金選定委員会

(以下「選定委員会」という。)において審査させるものとする。

- 2 選定委員会は、補助金の交付対象者の選定基準を定め、申請者の事業計画等について審議し、その選定を行うものとする。

(補助の決定)

第7条 市長は、選定委員会の意見に基づき補助することが適当と認め、補助金の交付を決定したときは、補助を行う事業(以下「補助事業」という。)及び補助交付決定額を補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。また、補助金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容に不服がある場合は、書面により補助金の交付申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定はなかったものとみなす。

(事情変更による交付決定の取消等)

第9条 市長は、補助金の交付を決定した後において、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(状況報告等)

第10条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業に関して報告を求め、又は実地調査をすることができるものとする。

- 2 前項に規定する報告等に基づき、補助事業が補助金の交付の決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、市長は補助事業者に対して決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

(補助事業等の内容の変更等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定後において補助事業等の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を補助事業等の変更承認申請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

- 2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の適否を決定した上で、その旨を補助事業者へ通知しなければならない。
- 3 前項の規定により補助事業等の内容を変更したときは、市長は、必要と認める場合において補助金の交付の決定を変更することができる。

(実績報告書の提出)

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第8号)
- (2) 事業精算書(様式第9号)
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな

場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業実績報告書が提出された場合は、事業の実施について検査し、補助金交付申請書類の内容と相違ないことを確認した上で、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の時期)

第14条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額の確定した後において行うものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、その全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金を事業の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助事業の執行に関し、補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽又は不正行為により補助をうけたとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が補助の目的を達することができないと認めたとき。

(関係書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付したとき、又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年 大蔵省令第15号)等を勘案して定める期間)を経過したときは、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で特に必要があると認めて定めるもの
- (3) その他補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う報告等)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税等仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書(様式第11号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額に相当する額について、補助事業者に対し返還を請求するものとする。

(補助事業の表示)

第19条 補助事業者は、補助事業により設置、修繕、購入等を行った施設、設備及び備品に補助金の交付を受けて設置、修繕、購入等を行った旨を表示するものとする。ただし、施設、設備並びに備品の性質又は改修及び修繕の内容等により表示することが困難な場合は、この限りではない。

2 前項に規定する表示はラベル又は銘版とし、原則として市長が用意するものとする。

(事業実績の公表、公開)

第20条 市長は、第12条の規定により提出された事業実績報告書及び同条各号に規定する書類について、その内容の一部又は全部を公表、公開することができる。

2 前項に規定する公表、公開に当たっては、補助事業者の同意を要しないものとする。
(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。